

東北運輸局におけるオンライン申請対象手続き一覧

東北運輸局
〒983-8537
宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第4合同庁舎
TEL:022-299-8851 (代表)

1. オンライン申請 (e-Gov電子申請) 対象手続き

No	オンライン申請システム上の手続き名	概要	電子署名の要否	手数料の有無	担当部署
1	旅客自動車運送事業事業報告書の提出	旅客自動車運送事業者が事業報告書を提出する場合の手続	—	—	自動車交通部 旅客第一課
2	一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書等の提出	一般乗合旅客自動車運送事業者が輸送実績報告を提出する場合の手続	—	—	自動車交通部 旅客第一課
3	一般貸切旅客自動車運送事業輸送実績報告書の提出	一般貸切旅客自動車運送事業者が輸送実績報告を提出する場合の手続	—	—	自動車交通部 旅客第一課
4	特定旅客自動車運送事業輸送実績報告書の提出	特定旅客自動車運送事業者が輸送実績報告を提出する場合の手続	—	—	自動車交通部 旅客第一課
5	一般乗用旅客自動車運送事業輸送実績報告書の提出	一般乗用旅客自動車運送事業者が輸送実績報告を提出する場合の手続	—	—	自動車交通部 旅客第二課
6	一般乗用旅客自動車運送事業個人タクシー輸送実績報告書の提出	一般乗用旅客自動車運送事業者(個人タクシー)が輸送実績報告を提出する場合の手続	—	—	自動車交通部 旅客第二課
7	一般貨物トラック輸送状況報告書	手続対象者が一般貨物トラック輸送状況報告書を提出する場合に行う	—	—	自動車交通部 貨物課
8	特別積合せトラック輸送状況報告書	手続対象者が特別積合せトラック輸送状況報告書を提出する場合に行う	—	—	自動車交通部 貨物課
26	情報公開における開示請求書の提出	開示請求書に必要事項を記入して(書面の場合1件につき、300円の収入印紙を貼付の上)、開示請求窓口に提出又は郵送(電子申請の場合は送信)してください(電子申請の場合は、申請後手数料納付依頼通知があり次第、請求手数料を電子納付)。電子メールやFAXによる請求は行えません。請求(又は送信)先は、請求する行政文書を保有している行政機関の長になります。	—	○	総務部 総務課
27	保有個人情報における開示請求書の提出	国土交通省が保有する個人情報の開示請求をする手続きです。情報の開示を受けたい個人情報を保有している機関に対して、必要事項を記載した請求書を提出する必要があります。	○	○	総務部 総務課
28	保安基準の緩和の個別認定	その構造により又はその使用の様態が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がない場合の個別緩和申請	—	—	自動車技術安全部 技術課
29	保安基準の緩和の一括認定	その構造により又はその使用の様態が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がない場合の一括緩和申請	—	—	自動車技術安全部 技術課
30	保安基準の緩和の継続	その構造により又はその使用の様態が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がない場合の緩和の継続申請	—	—	自動車技術安全部 技術課
31	保安基準の緩和の変更	その構造により又はその使用の様態が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がない場合の緩和の変更申請	—	—	自動車技術安全部 技術課
32	保安基準の緩和の取消	その構造により又はその使用の様態が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がない場合の緩和の取消申請	—	—	自動車技術安全部 技術課
33	不開港場寄港又は日本各港間運送従事の特許申請	日本船舶以外の船舶による不開港場への寄港又は日本各港間における旅客又は物品の運送に係る特許申請	○	—	海事振興部 貨物調整官
34	事業計画の軽微な変更の届出	港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りではない(届出)	—	—	海事振興部 貨物調整官
35	営業概況報告書等の提出	港湾運送事業者が営業概況報告書、各種実績報告書等の提出を行うもの	—	—	海事振興部 貨物調整官
36	生産状況報告書の提出	造船業並びに船用工業の実態に関する統計調査	—	—	海事振興部 船舶産業振興官
37	鋼造船所施設状況報告書の提出	造船業並びに船用工業の実態に関する統計調査	—	—	海事振興部 船舶産業振興官
38	船舶用機関等施設状況報告書Aの提出	造船業並びに船用工業の実態に関する統計調査	—	—	海事振興部 船舶産業振興官
39	船舶用機関等施設状況報告書Bの提出	造船業並びに船用工業の実態に関する統計調査	—	—	海事振興部 船舶産業振興官
40	船舶用ぎ装品等月間生産高報告書の提出	造船業並びに船用工業の実態に関する統計調査	—	—	海事振興部 船舶産業振興官
41	船舶装備用輸入品入手実績報告書の提出	造船業並びに船用工業の実態に関する統計調査	—	—	海事振興部 船舶産業振興官
42	求人申込	地方運輸局長はいかなる求人の申込みについてもこれを受理する	—	—	海事振興部 船員労政課

No	オンライン申請システム上の手続名	概要	電子署名の可否	手数料の有無	担当部署
43	船舶登録に関する申請	日本船舶の所有者は、船舶法に基づき管海官庁に当該船舶の情報を登録する必要がある。登録した内容に変更等が生じた場合には、変更、抹消等の手続を行う必要がある。なお、日本において、船舶を取得した地を管轄する地方運輸局等の管轄区域内に船籍港を定めない場合等は仮船舶国籍証書の交付を受けることが可能である。また、誰でも登録情報(登録事項証明書)を申請・取得することが可能である	○	—	海上安全環境部 船舶安全環境課
44	船舶登録証書等に関する訂正(所有者の錯誤がない場合)	船舶所有者において、船舶登録情報や船舶国籍証書の記載内容に錯誤又は遺漏を発見した場合に行うもの	○	—	海上安全環境部 船舶安全環境課
45	小型船舶登録関係の申請(20トン未満)	小型船舶の登録等に関する法律に基づき登録された小型船舶の所有者が、国際航海をする際に国籍証明書の交付を受ける必要がある。また、交付を受けた国籍証明書の記載内容に変更が生じた場合は書換えを、滅失等の場合には再交付を行う必要がある。さらに、国籍証明書は6年に1度検認を受ける必要がある	○	○	海上安全環境部 船舶安全環境課
46	舶用品の予備検査、準備検査、検定関係の申請	船舶に備え付ける物件の製造・改造・整備について予備検査を受検することができる	○	○	海上安全環境部 船舶安全環境課
47	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する船舶検査関係以外の申請	船舶に備え付ける物件の製造・改造・整備について予備検査を受検することができる	○	○	海上安全環境部 船舶安全環境課
48	船舶検査の引継委嘱申請	製造検査等に係る船舶等の一部が他の地方運輸局等の管轄内である場合に、その検査内容を他の地方運輸局等へ引継を行うことが可能	○	—	海上安全環境部 船舶安全環境課
49	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する船舶検査関係の引継委嘱申請	製造検査等に係る物件が他の地方運輸局等の管轄内である場合に、その検査内容を他の地方運輸局等へ引継を行うことが可能	○	—	海上安全環境部 船舶安全環境課
50	船舶油濁等損害賠償保障法に基づく保障契約証明書の交付申請	一定総トン数以上の船舶は、保険契約等を締結し、そのことを証する書面(保障契約証明書)を船内に備え置くことが船舶油濁等損害賠償保障法において義務付けられていることから、当該書面の交付を受けるための手続	—	○	海上安全環境部 船舶安全環境課
51	雇入契約登録届出	登録届出の許可申請及び最初の雇入契約の成立等の届出に関する手続	—	—	海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課
52	雇入契約登録内容の変更	登録届出許可を受けた後に、登録内容に変更を生じた際に必要な手続	—	—	海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課

上記の手続きについては、こちらからお入り下さい。

① **電子政府の総合窓口(e-Gov)**

→<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

2. その他のシステムによる手続き

② 倉庫業に係る電子報告システム等

→ 「**期末倉庫使用状況報告書・受寄物入出庫高及び保管残高電子報告**」及び「**メールによる申請・届出の受付**」

→<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05100.html>

問合せ先:交通政策部 環境・物流課 TEL:022-791-7508

③ 電子調達システム → 「**国土交通省競争参加資格に関する工事・電子調達等のお知らせ**」

→<https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/sm/sm-sub11.html>

問合せ先:総務部会計課 TEL:022-791-7506